

令和7年11月

第7次 NACCS 植物検疫関連業務の機能追加による電子植物検疫証明書 (ePhyto)の導入に係る試行期間の開始について（対象国の追加）

日頃より植物検疫へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

皆様が、植物検疫に関わる輸出入申請を行う際に利用されている輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）については、本年10月12日に更改され、本システム更改に併せて、植物検疫業務に関する部分についても機能追加・変更が行われ、電子植物検疫証明書（ePhyto（イーファイト））を交換するための機能が追加されました。

このことを受け、輸入・輸出について従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方の受け取り・発給を行いつつ、物流に影響が生じないように、ePhyto の本格的な利用が可能であることの確認を行うため、本年10月14日から、大韓民国及びアメリカ合衆国の輸出入貨物を対象として、ePhyto の導入に係る試行期間を開始したところです。

この度、下記の対象国についても、ePhyto 導入に係る試行期間を開始することとしましたので、お知らせします。

記

1. 対象国：アルゼンチン及びチリ
2. 開始日：令和7年12月1日発給分から
3. 対象荷口：輸出入貨物

<ご注意>

・輸入検疫

試行期間の対象国では、従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方が発給されます。対象国から ePhyto が発給されているかどうかについては輸出者を通じてご確認ください。

試行期間中は、引続き従来の植物検疫証明書は必要であり、ePhyto のみでの輸入は認められません。

・輸出検疫

従来の植物検疫証明書も引き続き交付されます。その際に我が国も対象国宛てに ePhyto の発給を行うこととなります。

試行期間中の状況を踏まえ、取扱いに変更が生じた場合には、別途、植物防疫所ホームページでお知らせします。

植物防疫所ホームページ 第7次 NACCS 更改（令和7年10月）のお知らせ
URL：<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/naccs7th2025.html>

